

毎週火、金曜日発行（但休日に当
昭和四年四月十五日第三種郵便物
（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 建設省所管国有財産の公用廃止
- 道路位置の変更
- 道路の一部廃止
- 療養取扱機関の受理
- 健康保険法の規定による保険医及び薬剤師の登録
- 保安林指定の解除
- 保安林指定の解除予定
- 建設業者の登録
- ◇公告 昭和三十六年度鳥取県警察官採用試験の合格者発表

告示

鳥取県告示第七百一号

次の土地は、昭和三十六年十二月七日から公用を廃止した。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地目又は 品 目	面積又は 数 量 (坪)
鳥取市西品治字行徳西前 三九八、四〇一番地先	水路敷	三一、四五
同 所	道路敷	八、一六
四〇一、四〇二番地先		
関係図面は土木部管理課に保管		

鳥取県告示第七百二号

昭和三十六年六月二十七日鳥取県告示第三百六十四号で告示した建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令）第九条の規定による指定道路の位置を、同法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により次のとおり変更の上、延長指定した。

昭和三十六年十二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 申請人の住所氏名 鳥取市岩倉四六〇 中井小次郎
二 道路の位置

- 鳥取市卯垣字石ヶ坪一四四の一の一部
- 〃 〃 〃 一五二次三の一部
- 〃 〃 〃 一四三の一の一部
- 〃 〃 〃 一四一の六の一部
- 〃 〃 〃 一四一の七の一部
- 〃 〃 〃 一四八の一部
- 〃 〃 〃 一四五の一部
- 三 指定した道路を七三、一メートル廃止し、一五九、九五メートル延長した。
- 四 図書 省略

鳥取県告示第七百三十三号

昭和三十五年十月二十八日鳥取県告示第五百十九号で告示した建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による指定道路の一部を、同法施行細則(昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号)第

十三条の規定により、次のとおり廃止した。
昭和三十六年十二月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 申請人の住所氏名
鳥取市片原二丁目一〇九 田中 宣二
- 二 道路の位置
鳥取市立川町五丁目九八の一
〃 〃 〃 九八の一三
- 〃 〃 〃 卯垣字釋免一八二の六
- 〃 〃 〃 一八二の五の一部
- 〃 〃 〃 一八二の四
- 〃 〃 〃 一八二の三の一部
- 三 指定した道路を二五、一メートル廃止し、その総延長を一七一、五メートルとする。
- 四 図書 省略

鳥取県告示第七百四十四号
国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和三十六年十二月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

療 養 取 扱 機 関 名 所 在 地 受理年月日

樋口医院	鳥取市大桶五〇七ノ一	昭三五、五、一
馬淵	〃 西町一九五	〃 六、一
小田耳鼻咽喉科医院分院	〃 藪片原町	〃 六、二七
鳥取共立診療所	〃 〃 三八ノ九	〃 一〇、一
小松医院	〃 〃 今町二丁目	〃 三六、一、三〇
鳥取生協病院附属大森生協診療所	〃 〃 西品治八二九ノ二一	〃 一〇、二八
松野医院	〃 〃 境港市京町	〃 三五、六、二七
中嶋	〃 〃 相生町四一	〃 一一、一
鳥取県済生会境港病院	〃 〃 米川町四七	〃 三六、一、一六
高田内科医院	〃 〃 東雲町一八	〃 一〇、二八
清水整形外科病院	〃 〃 倉吉市宮川町一二九	〃 三五、六、二

松村医院	葵町七三一	〃	九、一三
野島療院	瀬崎町二七一四ノ一	〃	二、一七
垣田病院	東岩倉町二二七八	〃	三六、三、一
辻谷医院	米子市桃町二丁目一八ノ三	〃	三五、五、二三
中尾小児科	西福原	〃	七、二五
隠仁堂医院	灘町三丁目七二ノ四	〃	八、二七
森田	、皆生字沖大境	〃	一、一四
廣戸耳鼻咽喉科	東倉吉町七五	〃	三六、三、一
真壁医院	尾高町四六	〃	四、一〇
佐古眼科	加茂町二丁目二六	〃	一、一
宝意内科	万能町一六	〃	五、一五
中尾耳鼻咽喉科	富士見町二ノ一八〇	〃	七、一〇
巨島医院	岩美郡岩美町院内	〃	三五、六、二七
蒲生診療所	、蒲生	〃	八、一五
山田医院	八頭郡郡家町米岡	〃	六、六
萩原	河原町河原一九七ノ三	〃	八、二九
南中尾	若桜町若桜二七七	〃	九、一三
中山医院分院	郡家町久能寺七二一	〃	三六、五、二九

小鷲河診療所	氣高郡鹿野町鷲峯	〃	三、二〇
氣高町国民健康保険浜村	〃 氣高町勝見六六〇	〃	四、七
中野医院	東伯郡東伯町保	〃	三五、五、二三
山本	西伯郡名和町御来屋八四二	〃	一一、三
安達	日野郡日野町黒坂一、二四五	〃	三六、二、一一
二部診療所	〃 溝口町二部	〃	六、二
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五四	〃	四、二五
穠山	倉吉市上井町二ノ一三	〃	三、一五
森本	〃 明治町	〃	一四
松本	〃 東町四二五	〃	六、一
三代歯科診療所	〃 上井二、一一二	〃	七、八
木村歯科医院	米子市西町	〃	三五、七、二五
阿部	〃 朝日町	〃	七、二五
白川	〃 加茂町一丁目	〃	九、一
船木	東伯郡赤碓町赤碓	〃	三六、五、二九
灘尾	〃 〃	〃	五、二九
沢田歯科	〃 〃	〃	一〇、二八
潮歯科医院	〃 三朝町大字穴鴨	〃	九、三〇
	西伯郡会見町天万四六、九一四	〃	

鳥取県告示第七百七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 東伯郡関金町大字明高字大境三四ノ四所在の保安林

指定の目的 水源かん養

解除の理由 砂防設備施設敷地とするため

申請者住所氏名 関金町長

二 気高郡気高町大字日光字長谷東平八〇三ノ二所在の保安林

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名

気高郡気高町大字下坂本下坂本生産森林組合
理事長 刑部 留蔵

三 気高郡気高町大字日光字長谷東平八〇三ノ三、字長

谷国清水八〇六ノ四所在の保安林

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 気高町長

四 東伯郡関金町大字野添字向河原一五九ノ一〇、一五九ノ一一、一五九ノ一二、一五九ノ一四所在の保安林

指定の目的 土砂流出防備

解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 関金町長

五 鳥取市瀬田蔵字榎田二七八所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 鳥取市瀬田蔵 竹内美佐子

六 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ二所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 秋田博和

七 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ三所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 大塚典敬

八 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ五所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 倉光あさよ

九 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ一、一九ノ四、一九ノ六、一九ノ八所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 共有者代表 秋田 勇一

一〇 西伯郡西伯町大字武信字武信谷一九ノ七所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名

西伯郡西伯町大字武信 共有者代表 秋田 勇一

鳥取県告示第七百八号

安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 西伯郡西伯町大字武信 糸田享司

一一 日野郡溝口町上野字カマ谷一〇六ノ九、一〇六ノ一二所在の保安林

指定の目的 土砂崩壊防備

解除の理由 発電所設置に伴なう導水路、沈砂地、放水路敷地とするため

申請者住所氏名 西伯郡岸本町上細見 矢田貝顕造

鳥取県告示第七百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 主たる営業所所在地 申請者氏名 摘要

鳥取県知事登録 (と) 第一六号 昭三六、一一、二三 谷口組 日野郡日野町下榎 谷口 茂 土木工事

〃 第三号 〃 (有) 浜本組 〃 江府町江尾一九二 浜本 政記 〃

鳥取県告示第七百九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事登録 (と) 第七七九号 昭三六、一二、八 田村建設 西伯郡伯仙町福万一九五の一 田村 政幸 土木工事

〃 第七八〇号 〃 杉橋建設 米子市米原七八四 杉橋 明甫 〃

〃 第七八一号 〃 (有) 双葉綜合建設 〃 錦町三丁目四四 別所 哲 建築工事

〃 第七八二号 〃 井中土建 倉吉市福吉町二丁目 井中 岩寿 土木工事

〃 第七八三号 〃 植田工務店 鳥取市吉方四区三九六の一 植田 義美 〃

鳥取県告示第七百十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年十二月十二日

登録番号 登録年月日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事登録 (と) 第三二号 昭三六、一一、二三 沢田組 日野郡日南町大字矢戸 沢田 干松 土木工事

〃 第四八二号 〃 二八 森石組 倉吉市小鴨二〇六 森石 秀春 〃

公 告

昭和三十六年十二月七日委員会で決定した昭和三十六年度鳥取県警察官採用試験の合格者を次のように公告する。

昭和三十六年十二月十二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰午

受験番号 氏名 受験番号 氏名

六九	菊川 哲行	九	岡田 忠雄	一〇四一	古賀佑二郎	四五	谷口 英美
				一〇三二	土田 善正	一〇〇五	西田 幸弘
				一〇四三	門脇 正治	二七	谷口 利道
				三七	野坂 肇	一〇二〇	宮本 勲
				六七	山本 勝	三〇	塚田 喜英
				八	山下 久貴	一〇〇八	加藤 寛勝
				三	梅津 寛	四八	岩垣 成紀
				一三	山根 範夫	六	大前 孝征
				三五	米沢 進	二二	松本 紀光

